

# 「斜里町ファミリー・サポート・センター」 利用料助成制度について

斜里町にお住まいの方が斜里町ファミリー・サポート・センターを利用する場合には町の助成を受けることができます。

## 利用料助成制度① [対象：おねがい（両方）会員 全員]

### ○助成対象者

- ・斜里町に居住しているおねがい（両方）会員 全員

### ○助成金額

- ・30分あたりの利用料のうち「200円」を町が助成

※おねがい会員は助成額を差し引いた額をあずかり会員に支払います。

（町助成金はファミリー・サポート・センターを通じて、後日、あずかり会員へ支払われます。）

※「利用料助成制度①」については、おねがい会員は助成申請手続きは不要です。

[参考：ファミリー・サポート・センター利用助成金額]

利用曜日・時間		30分あたりの基本利用料金	町助成額	本人負担額
月～金曜日	午前7時～ 午後7時	400円	200円	200円
土日・祝日・年末年始及び 上記以外の時間帯		450円	200円	250円



## 利用料助成制度② [対象：待機児童等の保護者であるおねがい（両方）会員]

### ○助成対象者

次の①・②・③の全ての条件を満たすおねがい（両方）会員

- ①斜里町に居住している方
- ②保育園（所）・認定こども園などに申込をしているが「入所保留」とされている児童の保護者
- ③子育てのための施設等利用給付制度（国の無償化制度）の対象外の方

### ○助成限度額（月額）

児童1人あたり10,000円 ※「利用料助成制度①」と合わせて適用になります。

### ○申請方法

- ・サービス利用後は、一旦、通常通り「利用料助成制度①」を適用後の料金を支払い、後日、申請書に必要書類を添付し「利用料助成制度②」についてはご自身で町に申請をしてください。
- ・月毎にまとめ、利用した年度の末日までに申請してください。（3月利用分は4月10日まで。）

※複数月の利用分をまとめて申請できます。

※期限を過ぎた申請は対象となりませんのでご注意ください。

[添付書類]①「入所保留通知書」（手元がない場合は町にお問合せください。）

②「援助活動報告書」（利用後にあずかり会員から受け取る書類です。）

③振込先口座のわかる書類

詳しくはホームページで！



○問い合わせ・助成金申請先：斜里町民生部児童育成課児童育成係  
TEL 0152-26-8315/役場庁舎1階4番窓口 又は  
TEL 0152-23-5355/ぽると21内 子育て支援センター